

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	東吾妻町

## 東吾妻町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課  
所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046  
電話番号 0279-68-2111  
FAX番号 0279-68-4800  
メールアドレス nourin@town.higashiagatsuma.gunma.jp

## 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状(令和4年度)	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
(5) 今後の取組方針	4
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	5
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	5
(2) その他捕獲に関する取組	5
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	5, 6
(4) 許可権限委譲事項	7
4. 防護柵の設置等に関する事項	8
(1) 侵入防止柵の整備計画	8
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	8
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	8
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は、生じるおそれがある場合の対処に関する事項	8
(1) 関係機関等の役割	8
(2) 緊急時の連絡体制	9
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	9
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革として利 用等その有効な活用に関する事項	9
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	9
(2) 処理加工施設の取組	9
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	10
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	10
(1) 協議会に関する事項	10
(2) 関係機関に関する事項	10
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	10
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	10
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	10

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ハクビシン・ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・タヌキ・カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	東吾妻町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
イノシシ	かぼちゃ	25	1,244
ハクビシン	未成熟トウモロコシ、モモ、りんご、トマト	53	2,625
ツキノワグマ	該当なし		
ニホンザル	ブルーベリー、未成熟トウモロコシ	15	1,084
ニホンジカ	該当なし		
タヌキ	該当なし		
カラス	りんご	6	456

(2) 被害の傾向

<p>東吾妻町では、野生鳥獣による農作物被害が町内全域で発生し、農家にとって深刻な状況となっている。これらの野生鳥獣は、町の面積の77%以上を占める森林を主な生息区域としており、被害もその周辺が多い傾向にある。しかし林縁部・畑地だけでなく、民家周辺でも出没の報告があり令和5年度には、人身被害も発生している。鳥獣別に被害の傾向を示せば、以下のとおりである。</p>	
イノシシ	<p>平成7年頃より出没が目立ち農作物への被害報告がある。こんにゃく、バレイショ、サツマイモ、水稻の被害が多い。出没する範囲も町内全域に及び、人家近くでの目撃情報も増えている。農作物への直接被害の報告は減少傾向ではあるが、休耕地や耕作する前の掘り起し被害が多いため農業者の耕作意欲の低下も心配である。</p> <p>また、令和元年度より豚熱の感染も広がっており、感染媒体として畜産農家へ与える影響も大きい。</p>
ハクビシン	<p>平成20年頃より出没が目立ち農作物の被害報告がある。モモやブドウなどの果樹や、未成熟トウモロコシ等の被害の報告が多い。また、人家などに侵入し対応を求められる事例が増えている。</p>

ツキノワグマ	4月から12月頃にかけて多く目撃される。また、餌であるドングリなどの不作により、クマの出没や被害が多くなっており、令和5年度には人身被害も発生している。
ニホンザル	年間を通じて出没している。特に野菜や果樹の収穫期に被害の情報が寄せられる。農作物直売所の被害などもある。生息数も増加傾向である。
ニホンジカ	山林内で新植した樹木や牧草などに食害があるが、田畑への農作被害の報告はない。しかし人家近くでも目撃情報が出ており、生息数が増加している。 それに伴い交通事故などの人身被害も起きており、今後の増加が懸念される。
タヌキ	農業被害が続いていたが、近年は農作被害の報告はない。しかし、疥癬病に感染した個体の相談が多く寄せられており、人家近くに多く出没することから、ペットへの疥癬病の感染も懸念される。
カラス	畜産農家やその周辺農家への被害が多く寄せられる。畜産飼料や野菜苗などの食害だけでなく、生ゴミを荒らされるなどの生活被害も見られる。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	千円	頭	千円	頭
イノシシ	1,244	25a	910	19a
ハクビシン	2,625	53a	2,025	41a
ツキノワグマ	加害群の定着を防ぐ			
ニホンザル	1,084	15a	857	11a
ニホンジカ	加害群の定着を防ぐ			
タヌキ	加害群の定着を防ぐ			
カラス	456	6a	344	4a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>東吾妻町猟友会に鳥獣被害対策実施隊を委嘱し、有害捕獲を主として活動をしている。</p> <p>捕獲した個体は、捕獲従事者が回収し埋設等の処理を行う。</p> <p>イノシシ・ニホンジカ</p> <p>狩猟期間以外は、くくりわなや檻を活用し、有害捕獲を行っている。</p> <p>捕獲した個体は、捕獲従事者が、回収と処理を行っている。</p> <p>ハクビシン・タヌキ</p> <p>被害農家が電気柵を設置する等している。イノシシ・ニホンジカと同様に有害捕獲を実施している。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>人畜への被害や農作物への被害が想定される場合や人家の近くで目撃された場合などに有害捕獲を行っている。</p> <p>捕獲個体は学術研究のため、関係機関に試料提供を行っている。</p> <p>ニホンザル</p> <p>出没が多く農作物被害が多い地区を中心に、檻等による有害捕獲を実施している。追払いのために轟音玉（有資格者に限る）やロケット花火を支給している。</p> <p>29年度より発信器の装着により、群れの動向調査を進めている。</p> <p>カラス</p> <p>春頃に町内全域で、銃器による鳥類の有害捕獲を行っている。</p>	<p>猟友会員ひいては鳥獣被害対策実施隊が高齢化しており、後継者の育成が急務である。</p> <p>狩猟免許が有害捕獲活動の前提であり、狩猟免許取得に対する補助金を創設した結果、実施隊員はわずかに増加している。しかし、新規隊員による実際の捕獲頭数はほぼゼロであり、隊員が増えても捕獲の実績としてはほぼ横ばいとなっている。新規隊員の安定した活動と、捕獲技術の向上が課題となる。</p> <p>近年は野生鳥獣が人家の近くまで出没する傾向が強くなっている。以前よりニホンザルにはその傾向があったが、イノシシやツキノワグマも人家近くでの目撃が増えてきており、人身被害も発生している。人家の近くでは銃による捕獲は困難であるため、檻の設置を基本とし他の追い払い器具の購入も検討したい。</p> <p>被害防止には有害捕獲だけでなく、周辺環境の整備や農地の自衛を含めた総合的な対策が必要となる。今後は住民を巻き込んだ対策をとっていく必要がある。</p>
<p>電気柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成7年から野生鳥獣による被害を受けた農地に電気柵、ナマコトタン等を購入し設置した場合に町単独の補助を行ってきた。</p> <p>令和4年度には、電気柵を23件、総延長5,930m設置した。</p> <p>また、共同で電気柵を設置する場合</p>	<p>電気柵等の設置は進んでいるが、設置の方法やその後の管理の不備により、十分に効果を発揮していないものも見受けられる。設置だけでなく、講習などを行い正しい設置や管理を徹底する必要がある。</p>

	<p>には、県の補助を利用するなどして、利用者の負担軽減に努めている。</p> <p>サル被害対策として、追い払い花火（轟音玉）使用について講習会を行い、受講した者には轟音玉を支給している。</p>	<p>サルの追い払いについては、出没地や時間が不定期なので、電波発信機によるテレメトリー調査だけでなく、出没をより正確に把握出来る対策を検討したい。また追い払いも地域住民と協力し、根気強く行う必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>令和4年度から、鳥獣の習性や適正な電気柵等の設置方法などをまとめた資料を各地区に配布し、農作被害等の軽減に努めている。</p> <p>また、野生鳥獣と出会ってしまった時の対処方法なども記載しており、人的被害防止にも努めている。</p>	<p>現在緩衝帯の設置はほとんど行っていないため、少しずつ緩衝帯の設置を行っていく必要がある。</p> <p>また、その他の取り組みとしてより詳しい情報や色々な対策方法を研修等で学習し、情報を地域全体に共有していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物被害は町内全域に拡散していることから、電気柵等を設置し農地への侵入を防ぐと共に、農作物の残渣等の適正な管理や、耕作農地の周辺の下草刈りなど、野生動物が生息しにくい環境づくりを進めることで、捕獲のみでなく総合的な被害対策を実施する。また有害捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。</p>	
イノシシ	<p>繁殖力が高く被害の拡大が早いため、農作物残渣の適正処理と農地への電気柵等の設置を進め、直接の被害防止に努めると共に、有害捕獲を行う。</p>
ハクビシン タヌキ	<p>農地へ電気柵等の設置を進め、直接の被害防止に努めると共に、有害捕獲を行い、総合的な被害の軽減に努める。</p>
ツキノワグマ	<p>希少動物ではあるが、農作物への被害だけでなく人的被害も起きているため、有害捕獲等について適切な対応を行う。特に人畜の被害が見込まれる場合には、関係機関との協力の下、早急な対策を行う。</p>
ニホンザル	<p>電気柵の設置だけでは、被害防止の効果が不十分である。出没の状況を把握し、速やかに追い払い活動を行う。また、頻繁に出没する地域には定期的なパトロールを検討する。県のニホンザル適正管理計画に基づき、適正な群れ管理を行うため、有害捕獲を実施する。</p>
ニホンジカ	<p>繁殖力が高く、急激に増加するため、被害が拡大していく恐れがある。生息数も増加傾向のため、電気柵等の設置により被害を防ぐと共に、有害捕獲の実施により生息頭数の増加を抑制していく。</p>
カラス	<p>農作物の被害だけでなく、畜産飼料や民家周辺で生ゴミをあさるなど、被害は多岐にわたる。有害捕獲による羽数の抑制と追い払いを行うとともに、被害防除に有効な方法や、わなによる捕獲も検討する。</p>

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

東吾妻町鳥獣被害防止計画に基づき鳥獣対策協議会を設置し、協議会において検討された被害防止活動の推進のため、群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいた有害捕獲、電気柵の設置などの防御対策を行い、被害対策実施隊と農家とが連携して野生鳥獣による被害防止に努める。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ タヌキ カラス	有害鳥獣捕獲隊員及び実施隊員と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 被害農林業者に狩猟免許の取得を勧めて、鳥獣被害対策実施隊と農家が連携した有害捕獲をすすめる。 捕獲活動の効率化のため ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。
令和7年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ タヌキ カラス	有害鳥獣捕獲隊員及び実施隊員と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 被害農林業者に狩猟免許の取得を勧めて、鳥獣被害対策実施隊と農家が連携した有害捕獲をすすめる。 捕獲活動の効率化のため ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。
令和8年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ タヌキ カラス	有害鳥獣捕獲隊員及び実施隊員と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 被害農林業者に狩猟免許の取得を勧めて、鳥獣被害対策実施隊と農家が連携した有害捕獲をすすめる。 捕獲活動の効率化のため ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。

#### 3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣毎に年度毎の捕獲計画数を設定するものとする。	
イノシシ	有害捕獲数は令和元年度は268頭、2年度186頭、3年度は91頭、4年度は166頭と推移し、近年は豚熱の影響で減少傾向であったが、増加に転じている。 電気柵等の被害対策はなされているが、設置の不備や不十分な管理で被害を防げていない農地も多い。町全体の被害報告は減っている

	が、田畑の掘り起こしなどの被害は根強く、耕作意欲の低下、耕作放棄地の拡大の要因になり得る。このことも被害ととらえて対策としては捕獲数を350頭とする。
ハクビシン	近年捕獲頭数が減少傾向であったが増加に転じている。果樹などの農作物被害だけでなく人家の屋根裏に住み着くなどの報告が増えている。被害防止のため年間捕獲数を80頭とする。
ツキノワグマ	毎年、農業被害と人家周辺への出没が見られる。また近年では、餌であるドングリの不作などが原因で出没数が増加している。令和5年度には人的被害も発生しており、人家付近での出没したなど危険性が高い場合に関係機関と協議して捕獲することとし、捕獲計画の頭数は設定しない。
ニホンザル	東吾妻町内では、大字原町、松谷地区でそれぞれ50頭程の群れが生息し、町全体で2群が生息しているとみられている。また、岩島地区では、10～50頭の群が人家近くで頻繁に目撃されている。人身被害の報告はまだないが、収穫作物、干柿等が持って行かれるなどの被害が多数ある他、人への威嚇や人家への侵入の報告もある。人的な被害も懸念されるため有害捕獲等の対策をとる。「群馬県ニホンザル適正管理計画」に基づき、被害レベルを低下させる事を目的とし、捕獲頭数は40頭とする。
ニホンジカ	有害捕獲による捕獲頭数は、ここ数年で急増している。農作物、森林への被害だけでなく、人家の近くにも出没し、交通事故の報告も寄せられている。 これらの被害の対策として、生息頭数を減少させるため、捕獲頭数は250頭とする。
タヌキ	宅地周辺の農作物の被害報告はないが疥癬病に罹った個体が目撃されることも多く、ペットへの感染が懸念される。 これらの対策として、年間捕獲頭数は100頭を設定する。
カラス	町内全域に生息しているが、被害にはばらつきがある。農作物や畜産飼料だけでなく、民家周辺での鳴き声や糞害、ゴミを荒らすなどの生活被害もある。 これらの被害の防止のため、年間捕獲羽数は150羽を設定する。

		H30	R1	R2	R3	R4
イノシシ	有害	184	268	185	91	166
ハクビシン	有害	21	46	43	30	32
ツキノワグマ	有害	13	25	12	18	13
ニホンザル	有害	12	29	19	7	7
ニホンジカ	有害	144	146	169	165	200
タヌキ	有害	37	38	34	19	31

カラス	有害	67	69	27	24	24
-----	----	----	----	----	----	----

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ハクビシン	80頭	80頭	80頭
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
カラス	150頭	150頭	150頭

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める第12次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
イノシシ	主に、はこわな及びくくりわなを使用し、4月上旬の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。
ハクビシン	捕獲檻により、被害が拡大する果樹等の収穫期に被害地域において捕獲を行う。また人家周辺の出没の場合、敷地内での捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身事故防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により積極的に捕獲を行う。
ニホンザル	年間を通じて追い払いを行い、被害の状況や群れの拡大状況に応じて捕獲檻を使って捕獲を行う。
ニホンジカ	生息数が増え、森林においても被害があるため、農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。
タヌキ	捕獲檻により、農地周辺において捕獲を行う。また、人家近くに出没した場合は、敷地内で捕獲を行う。
カラス	被害が多く出る春先に、銃器による捕獲を行う。人家近くにおいては追い払いを行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現状実施予定なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東吾妻町全域	県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、「地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき」委譲済み。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ タヌキ	地域または、設置者個人により、次の取組を行う。 ・花火や爆竹等を用いた追い払い活動。 ・追い払い用花火等の使用についての安全講習実施。 ・集落や農地周辺の藪の刈り払い。 ・侵入防止柵などの管理。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン	・鳥獣被害減少させるための色々な対策等を学習する。(研修等に参加) ・学習した知識を地域全体へ共有する。 ・緩衝帯を設置する。
令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル	
令和8年度	ニホンジカ タヌキ	

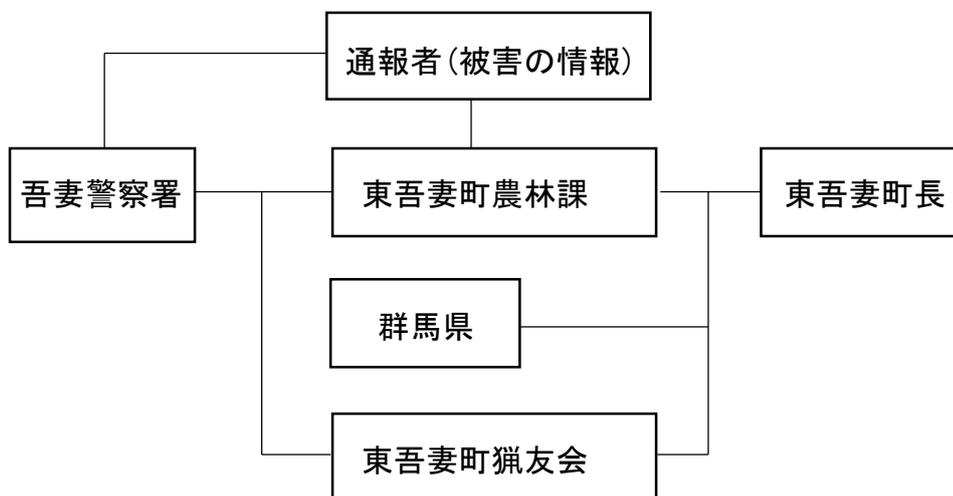
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
吾妻警察署	対象鳥獣による被害防止のため、捕獲に関する指導、助言を行う。
群馬県	対象鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導、助言を行う。
東吾妻町猟友会	対象鳥獣の情報提供と被害防止のための捕獲実施の体制を整備する。

東吾妻町農林課	人身の被害防止に努め関係機関と情報を交換し捕獲等の体制整備を行う。
---------	-----------------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲個体の処理方法について、埋設処理を基本とするが、ハクビシン等の小型獣や大型獣の解体残渣については衛生センターへの持ち込みによる処分も可能とする。</p> <p>ツキノワグマについては学術研究の試料として必要部位を提供する他は、上記と同様の処理を行うものとする。</p>
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	野生の獣肉は、まだ放射線量が高く流通出来ない。今後も検査を継続的に行っていく。
ペットフード	現状実施なし。検査を継続的に行っていく。
皮革	現状実施なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ツキノワグマについては学術研究の為の資料を提供している。今後も提供予定。

(2) 処理加工施設の取組

現状実施予定なし
----------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状実施予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東吾妻町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
町、議会、農業関係機関、猟友会、住民とが連携を図り被害防止対策を講じていく。なお、被害防止対策協議会についても、必要に応じて開催する。	
東吾妻町農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
東吾妻町農業委員会	対象地域の被害状況等の情報提供を行う。
あがつま農業協同組合	対象地域の被害状況等の情報提供を行う。
東吾妻町猟友会	対象地域の被害状況等の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
吾妻農業事務所 鳥獣被害対策支援センター	対象鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導、助言を行う。
吾妻警察署 生活安全課	対象鳥獣の捕獲に関する指導、助言を行う。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究等。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名 称	東吾妻町鳥獣被害対策実施隊（平成 24 年 10 月 1 日設置）
隊長	1 名
副隊長	1 名
隊員	83 名
※令和 6 年 1 月 31 日時点の定員	
隊員は、町職員及び被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が任命する。	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、被害農家へ狩猟免許取得者講習会・狩猟免許取得試験の受講、受験の案内をし、狩猟免許取得等を勧める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣対策について、関係者が共通の認識を持つために、生息、被害等の情報の共有化に努め、被害防止対策を充実させる。